

上市笑転会規約

(上市地区自治協議会)

(目的)

第1条 本会は、住民自らが地域の未来への夢を描き、その実現に向けて行動することによって、賑わいある豊かな暮らしを継続する地域を、住民が協力・協働して形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、上市笑転会（上市地区自治協議会）（以下「笑転会」という。）という。

(事務所の位置)

第3条 笑転会の事務所を笑屋（奈良県吉野郡吉野町大字立野222番地1）に置く。

(活動範囲)

第4条 笑転会の活動範囲は、上市地区とする。ただし、他の協議会等と協力、連携して活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第5条 笑転会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関する活動
- (2) 地域活性化に関する活動
- (3) 農業振興に関する活動
- (4) 環境の保全に関する活動
- (5) 町内会活動との連携に関する活動
- (6) 関係団体との連携に関する活動
- (7) 行政との協働に関する活動
- (8) その他目的の達成のために必要な活動

(会員)

第6条 笑転会の会員は次に掲げる通りとする。

- (1) 上市地区に居住する者
- (2) 上市地区に所在する事業所に勤務する者
- (3) 上市地区で活動する個人及び団体
- (4) その他、会長が必要と認める者

(役員)

第7条 笑転会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 幹事 7名以内（町内会の会長を含む）
- (5) 部会長 3名
- (6) 監事 2名
- (7) 相談役 1名

2 役員（部会長除く）は、総会において選出する。

(役員 の 責務)

第8条 役員 の 職務 は 次 の と お り と す る。

- (1) 会長は、笑転会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は笑転会の会計事務を処理する。
- (4) 幹事及び部会長は、笑転会の運営を補佐する。
- (5) 監事は、笑転会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会で監査報告を行う。
- (6) 相談役は会務全般について助言を行うものとする。

(役員 の 任期)

第9条 役員 の 任期 は 2 年 と す る。た だ し、再 任 は 妨 げ な い。

2 補 欠 に よ り 選 出 さ れ た 役 員 は、前 任 者 の 残 任 期 間 と す る。

(会 議)

第10条 笑転会の会議は、総会、運営委員会、企画連携会議、事業部会とする。

2 笑転会の会議は、すべて公開を原則とし、事業計画、事業報告、予算及び決算についても広く地域住民に周知するものとする。

(総 会)

第11条 総会 は 代 議 員 と 運 営 委 員 を も っ て 構 成 す る。

2 代 議 員 は 2 5 名 ま で と し、各 団 体 を 代 表 す る 者 と 公 募 に よ り 選 ば れ た 会 員 に て 構 成 し、任 期 は 1 年 と す る。

但 し、再 任 は 妨 げ な い。

公 募 会 員 の 定 数 は 1 0 名 ま で と し、定 数 を 超 え て 応 募 が あ っ た 場 合 は 抽 選 と す る。

3 総 会 は、毎 年 1 回、定 期 総 会 を 開 催 す る ほ か、会 長 が 必 要 と 認 め た 場 合、又 は 代 議 員 の 3 分 の 1 以 上 の 請 求 が あ っ た 場 合 は、臨 時 総 会 を 開 催 す る こ と が で き る。

4 総 会 は 会 長 が 招 集 す る。

5 総 会 の 議 長 は、そ の 総 会 に お い て、出 席 者 の 中 か ら 選 出 す る。

6 総 会 は、代 議 員 と 運 営 委 員 の 過 半 数 の 出 席 を も っ て 成 立 す る。

7 総 会 の 議 事 は、出 席 者 の 過 半 数 で 決 し、可 否 同 数 と な っ た と き は 議 長 の 決 す る と ころ に よ る。

8 総 会 は、次 の 事 項 を 定 め る。

- (1) 地域づくり計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 規約の変更に関すること。
- (3) 協議会の事業計画、予算、事業報告、決算に関すること。
- (4) 役員 の 選 出 に 関 す る こ と。
- (5) その他、重要な事項に関すること。

(運 営 委 員 会)

第12条 笑転会の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するため運営委員会を置く。

2 運 営 委 員 会 は、会 長、副 会 長、会 計、幹 事 及 び 各 部 会 長 に よ り 構 成 す る。

3 運 営 委 員 会 は、会 長 が 招 集 す る。

- 4 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。
- 5 運営委員会の議長は、出席した運営委員の中から会長が選出する。
- 6 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事業部会)

第13条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に次の事業部会(以下、「部会」という。)を置く。

- (1) 総務部会
- (2) 地域活性化部会
- (3) 環境美化部会

- 2 部会は、会員で構成する。
- 3 部会には部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し会務を総括するとともに、部会の議長となる。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるときは、その職務を代行する。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 8 部会は、必要に応じて部長が招集する。
- 9 事業部会相互の情報交換と連携を図るため、必要に応じて事業部会連絡会を開催することができる。

(事務局)

第14条 笑転会の事務を処理させるため、笑転会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長を置き、運営委員会の承認を経て、会長が任命する。
- 3 事務局に、必要に応じ事務局員を置くことができる。
- 4 事務局長は、会務を把握し、会計を補佐する。
- 5 事務局員は、事務局長を補佐する。

(会計)

第15条 笑転会の運営等に関する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、笑転会の運営に関し、必要な事項は会長が運営委員会にはかり、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、設立総会で承認を得た日から施行する。
- 2 設立時における役員の任期満了は2020年3月31日とする。
- 3 幹事としての各町内会長の任期は、各町内会での会長の任期に準ずる。
- 4 2021年4月23日 一部改正する。
- 5 2023年5月20日 一部改正する。
- 6 2025年5月30日 一部改正する。
- 7 2026年5月31日 一部改正する。